

令和3年度「インターネット利用等に関する調査」結果について

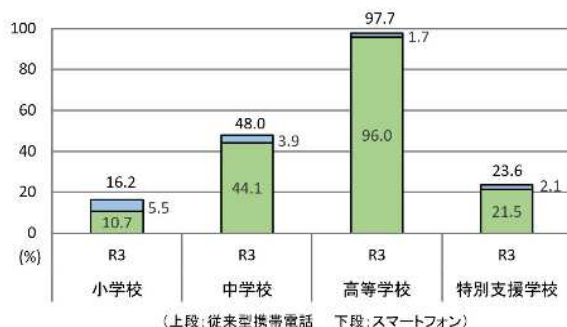
高校教育課・義務教育課

調査結果の概要

令和3年度「インターネット利用等に関する調査」（県内公立学校の保護者対象）の結果は次のとおりです。

※ 平成30年度は保護者対象，令和2年度は児童生徒対象

1 自分専用の携帯電話（スマートフォン含む）所持率



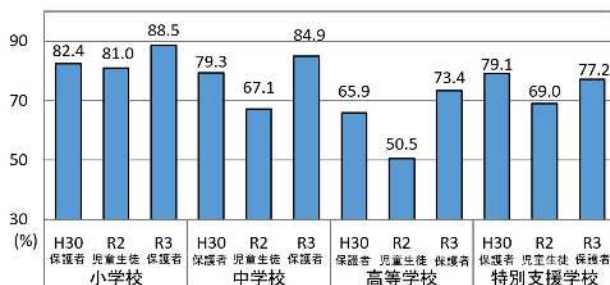
中学校では約半数の生徒が，高等学校ではほぼ全員が自分専用の携帯電話を所持しています。

2 自分専用の携帯電話（スマートフォン含む）フィルタリング設定率



いずれの学校種においても約9割がフィルタリングを設定しており，平成30年度から比較すると，設定率は増加傾向にあります。

3 家庭内ルールの設定率



いずれの学校種においても設定率は増加傾向ですが，児童生徒に対する調査と保護者に対する調査との間に大きな差があります。これは，保護者が「家庭内ルール」として設定しているものの，児童生徒は設定されたルールを認識していないことが要因の一つとして考えられます。

家庭にお願いしたいこと

1 子供がインターネットを利用する上で，被害者にも加害者にもなる危険性があることを家庭で話し合う。

小学生・中学生に大人と同じスマホが必要でしょうか。子供たちが大人と同じように危険性を判断できるでしょうか。子供たちがインターネットを利用する中で，過度の使用による学力や健康への影響が問題となったり，SNSを介した裸画像の送信や家出未成年者の誘拐などの事案が発生したりしています。

2 フィルタリングを設定する。

警察庁によると，令和3年中に全国でSNSに起因する被害を受けた児童生徒のうち，87.7%がフィルタリングを設定していませんでした。スマートフォンを新規契約する場合は，購入店舗でフィルタリング等について説明がありますので，フィルタリングを設定するよう依頼してください。年齢に応じた設定をすることもできます。

既に使用しているスマートフォンにフィルタリングを設定していない場合は，契約時の購入店舗等に問い合わせの上，設定してください。スマートフォン製造元が提供するサービスや，アプリを利用する方法もあります。

3 家庭内ルールを決める。

家庭で意見をしっかりと出し合い，納得した上で，保護者と子供双方が尊重できる具体的なルール作りをすることが重要です。しかし，例えば「トラブルはすぐ保護者に相談する」とルールの設定をした場合，「トラブル」の認識が保護者と子供で異なることが考えられます。そこで，想定されるトラブルの内容を具体的に列挙した上で，相談すべきトラブルが何であるか，共通の認識をもつことが大切です。

GIGAスクール構想により，学習面での情報機器の活用が大きく進んでいます。児童生徒が学びのために情報機器を効果的に活用するためには，情報モラルも必要です。各家庭でも情報モラル教育に取り組んでください。

インターネットトラブルで困ったときの相談窓口

- ・かごしま教育ホットライン24 TEL:0120-783-574
0120-0-78310
099-294-2200
- ・ヤングテレホン（鹿児島県警）TEL:099-252-7867
- ・かごしま犯罪被害者支援センター TEL:099-226-8341

参考資料

- ・総務省
インターネットトラブル事例集（2022年版）
- ・内閣府・文部科学省他
「保護者がおさえておきたい4つのポイント」

